

新規で適用されるサービスコード

新潟市介護予防訪問介護相当サービス(A2:独自)サービスコード表 ※令和8年6月サービス提供分から適用

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	対象者	月の利用回数	算定項目	合成 単位数	算定単位		
A2 1111	訪問型独自サービス11	事業対象者・ 要支援1・ 要支援2	4回以上	イ(1)1週当たりの標準的な回数を定める場合(週1回程度)		1,176	1月につき	
A2 2111	訪問型独自サービス11日割					39	1日につき	
A2 1211	訪問型独自サービス12		8回以上	イ(2)週当たりの標準的な回数を定める場合(週2回程度)		2,349	1月につき	
A2 2211	訪問型独自サービス12日割						77	1日につき
A2 1321	訪問型独自サービス13		12回以上	イ(3)1週当たりの標準的な回数を定める場合(週2回を超える程度)		3,727	1月につき	
A2 2321	訪問型独自サービス13日割						123	1日につき
A2 2411	訪問型独自サービス21		上記の回数に 満たない場合		ロ(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	287	1回につき	
A2 2511	訪問型独自サービス22				ロ(2-1)生活援助が中心である場合(所要時間20分以上45分未満)	179	1回につき	
A2 2621	訪問型独自サービス23				ロ(2-2)生活援助が中心である場合(所要時間45分以上)	220	1回につき	
A2 C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11				高齢者虐待防止未実施減算	イ(1)1週当たりの標準的な回数を定める場合(週1回程度)	12単位減算	-12
A2 C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			1単位減算	-1	1日につき		
A2 C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12	8回以上	イ(2)週当たりの標準的な回数を定める場合(週2回程度)		23単位減算	1月につき		
A2 C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割					-1	1日につき	
A2 C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13	12回以上	イ(3)1週当たりの標準的な回数を定める場合(週2回を超える程度)		37単位減算	1月につき		
A2 C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割					-37	1日につき	
A2 C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	上記の回数に 満たない場合		ロ(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	1単位減算	-1	1回につき	
A2 C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22			ロ(2-1)生活援助が中心である場合(所要時間20分以上45分未満)	3単位減算	-3	1回につき	
A2 C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23			ロ(2-2)生活援助が中心である場合(所要時間45分以上)	2単位減算	-2	1回につき	
A2 D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11			事業対象者・ 要支援1・ 要支援2	4回以上	業務継続計画未策定減算	イ(1)1週当たりの標準的な回数を定める場合(週1回程度)	12単位減算
A2 D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割	1単位減算	-1					1日につき
A2 D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12	8回以上	イ(2)週当たりの標準的な回数を定める場合(週2回程度)			23単位減算	1月につき	
A2 D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割						-23	1日につき
A2 D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13	12回以上	イ(3)1週当たりの標準的な回数を定める場合(週2回を超える程度)			37単位減算	1月につき	
A2 D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割						-37	1日につき
A2 D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21	上記の回数に 満たない場合			ロ(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	1単位減算	-1	1回につき
A2 D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22				ロ(2-1)生活援助が中心である場合(所要時間20分以上45分未満)	3単位減算	-3	1回につき
A2 D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算23				ロ(2-2)生活援助が中心である場合(所要時間45分以上)	2単位減算	-2	1回につき
A2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算1				事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算	
A2 6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15%減算		1月につき		
A2 6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の12%減算		1月につき		
A2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算	事業対象者・ 要支援1・ 要支援2	特別地域加算			所定単位数の 15%加算	1月につき	
A2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割					所定単位数の 15%加算		1日につき
A2 8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数					所定単位数の 15%加算		1回につき
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算			中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 15%加算	1月につき
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割						所定単位数の 10%加算	1日につき
A2 8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数						所定単位数の 10%加算	1回につき
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算			中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 10%加算	1月につき
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割						所定単位数の 5%加算	1日につき
A2 8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数						所定単位数の 5%加算	1回につき
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算				ハ 初回加算		200単位加算	200
A2 4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I		ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)	100単位加算	100		
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II			(2)生活機能向上連携加算(II)	200単位加算	200		
A2 6102	訪問型独自口腔連携強化加算		ホ 訪問型独自口腔連携強化加算		50単位加算	50	1月/回限度	
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I 1		ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(I)イ	所定単位数の270/1000加算		1月につき	
A2 6183	訪問型独自サービス処遇改善加算 I 2			(2)介護職員等処遇改善加算(I)ロ	所定単位数の287/1000加算			
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II 1			(3)介護職員等処遇改善加算(II)イ	所定単位数の249/1000加算			
A2 6184	訪問型独自サービス処遇改善加算 II 2			(4)介護職員等処遇改善加算(II)ロ	所定単位数の266/1000加算			
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III			(5)介護職員等処遇改善加算(III)	所定単位数の207/1000加算			
A2 6380	訪問型独自サービス処遇改善加算 IV			(6)介護職員等処遇改善加算(IV)	所定単位数の170/1000加算			

新潟市共生型介護予防訪問サービス(A2:独自)サービスコード表 ※令和8年6月サービス提供分から適用

新規で適用されるサービスコード

①指定居宅介護事業所で障害者居宅介護従事者基礎研修課程修了者等により行われる場合(基本部分の単位数は介護予防訪問介護相当サービスの×70%)

サービスコード	サービス内容略称	対象者	月の利用回数	算定項目		合成単位数	算定単位			
種類	項目									
A2	1121	事業対象者・要支援1・要支援2	4回以上	イ(1)1週当たりの標準的な回数を定める場合(週1回程度)		823	1月につき			
A2	2121				訪問型独自サービス/211日割		27	1日につき		
A2	1221		8回以上	イ(2)週当たりの標準的な回数を定める場合(週2回程度)		1,644	1月につき			
A2	2221				訪問型独自サービス/212日割		54	1日につき		
A2	1331		12回以上	イ(3)1週当たりの標準的な回数を定める場合(週2回を超える程度)		2,609	1月につき			
A2	2331				訪問型独自サービス/213日割		86	1日につき		
A2	2421		上記の回数に満たない場合	ロ(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		201	1回につき			
A2	2521				ロ(2-1)生活援助が中心である場合(所要時間20分以上45分未満)		125	1回につき		
A2	2631				ロ(2-2)生活援助が中心である場合(所要時間45分以上)		154	1回につき		
A2	C221				訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/211					
A2	C230		8回以上	イ(2)週当たりの標準的な回数を定める場合(週2回程度)	8単位減算		-8	1月につき		
A2	C222				訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/212	1単位減算		-1	1日につき	
A2	C223	12回以上	イ(3)1週当たりの標準的な回数を定める場合(週2回を超える程度)	16単位減算		-16	1月につき			
A2	C224			訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/212日割	1単位減算		-1	1日につき		
A2	C225	上記の回数に満たない場合	イ(3)1週当たりの標準的な回数を定める場合(週2回を超える程度)	26単位減算		-26	1月につき			
A2	C226			訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/213	1単位減算		-1	1日につき		
A2	C227			訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/221	ロ(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		-2	1回につき		
A2	C228			訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/222	ロ(2-1)生活援助が中心である場合(所要時間20分以上45分未満)		-1	1回につき		
A2	D221	事業対象者・要支援1・要支援2	4回以上	イ(1)1週当たりの標準的な回数を定める場合(週1回程度)		8	1月につき			
A2	D230				訪問型独自業務継続計画未策定減算/211日割	1単位減算		-1	1日につき	
A2	D222		8回以上	イ(2)週当たりの標準的な回数を定める場合(週2回程度)		16	1月につき			
A2	D223				訪問型独自業務継続計画未策定減算/212日割	1単位減算		-1	1日につき	
A2	D224		12回以上	イ(3)1週当たりの標準的な回数を定める場合(週2回を超える程度)		26	1月につき			
A2	D225				訪問型独自業務継続計画未策定減算/213	1単位減算		-1	1日につき	
A2	D226		上記の回数に満たない場合	イ(3)1週当たりの標準的な回数を定める場合(週2回を超える程度)	ロ(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		-2	1回につき		
A2	D227				ロ(2-1)生活援助が中心である場合(所要時間20分以上45分未満)		-1	1回につき		
A2	D228				ロ(2-2)生活援助が中心である場合(所要時間45分以上)		-2	1回につき		
A2	D229				訪問型独自業務継続計画未策定減算/223	2単位減算		-2	1回につき	
A2	6001		事業対象者・要支援1・要支援2	4回以上	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		10%減算	1月につき	
A2	6003					訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		15%減算	1月につき
A2	6002	特別地域加算		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合			12%減算	1月につき		
A2	8000				訪問型独自サービス特別地域加算			15%加算	1月につき	
A2	8001	中山間地域等における小規模事業所加算					15%加算	1日につき		
A2	8002				訪問型独自サービス特別地域加算日割			15%加算	1回につき	
A2	8100	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算					15%加算	1月につき		
A2	8101				訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			10%加算	1日につき	
A2	8102	ハ 初回加算					10%加算	1回につき		
A2	8110				訪問型独自サービス中山間地域等提供加算			5%加算	1月につき	
A2	8111	ニ 生活機能向上連携加算					5%加算	1日につき		
A2	8112				訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			5%加算	1回につき	
A2	4011	ホ 訪問型独自口腔連携強化加算				5%加算	1月につき			
A2	4013			訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ/2	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	200単位加算	200	1月につき		
A2	4012	ヘ 介護職員等処遇改善加算				100単位加算	100	1月につき		
A2	6112			訪問型独自口腔連携強化加算/2	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	1月につき		
A2	6269	事業対象者・要支援1・要支援2				50単位加算	50	1月につき		
A2	6183					訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ1	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ		270/1000加算	
A2	6270					訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ2	(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ		287/1000加算	
A2	6184					訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ1	(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ		249/1000加算	
A2	6271					訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ2	(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ		266/1000加算	
A2	6380					訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		207/1000加算	
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ	(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		170/1000加算					

新潟市共生型介護予防訪問サービス(A2:独自)サービスコード表 ※令和8年6月サービス提供分から適用

新規で適用されるサービスコード

②指定居宅介護事業所で重度訪問介護従業者養成研修修了者により行われる場合・指定重度訪問介護事業所が行う場合(基本部分の単位数は介護予防訪問介護相当サービスの×93%)

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	対象者	月の利用回数	算定項目	合成単位数	算定単位									
A2 1131			訪問型独自サービス/311	事業対象者・ 要支援1・ 要支援2	4回以上	イ(1)1週当たりの標準的な回数を定める場合(週1回程度)	1.094	1月につき									
A2 2131		訪問型独自サービス/311日割	36				1日につき										
A2 1231		訪問型独自サービス/312	8回以上				イ(2)1週当たりの標準的な回数を定める場合(週2回程度)	2.185	1月につき								
A2 2231		訪問型独自サービス/312日割						72	1日につき								
A2 1341		訪問型独自サービス/313						12回以上	イ(3)1週当たりの標準的な回数を定める場合(週2回を超える程度)	3.466	1月につき						
A2 2341		訪問型独自サービス/313日割								114	1日につき						
A2 2431		訪問型独自サービス/321								上記の回数に満たない場合	ロ(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	267	1回につき				
A2 2531		訪問型独自サービス/322										ロ(2-1)生活援助が中心である場合(所要時間20分以上45分未満)	166	1回につき			
A2 2641		訪問型独自サービス/323											ロ(2-2)生活援助が中心である場合(所要時間45分以上)	205	1回につき		
A2 C231		訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/311												事業対象者・ 要支援1・ 要支援2	4回以上	高齢者虐待防止未実施減算	イ(1)1週当たりの標準的な回数を定める場合(週1回程度)
A2 C240		訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/311日割		1単位減算	-1	1日につき											
A2 C232		訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/312		8回以上	イ(2)週当たりの標準的な回数を定める場合(週2回程度)	22単位減算											
A2 C233		訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/312日割	1単位減算			-1	1日につき										
A2 C234		訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/313	12回以上			イ(3)1週当たりの標準的な回数を定める場合(週2回を超える程度)	35単位減算										
A2 C235		訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/313日割					1単位減算	-1	1日につき								
A2 C236		訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/321					上記の回数に満たない場合	ロ(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3単位減算								
A2 C237		訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/322							ロ(2-1)生活援助が中心である場合(所要時間20分以上45分未満)	2単位減算	-2						
A2 C238		訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/323								ロ(2-2)生活援助が中心である場合(所要時間45分以上)	2単位減算	-2					
A2 D231		訪問型独自業務継続計画未策定減算/311									事業対象者・ 要支援1・ 要支援2	4回以上	業務継続計画未策定減算				
A2 D240		訪問型独自業務継続計画未策定減算/311日割												1単位減算	-1	1日につき	
A2 D232		訪問型独自業務継続計画未策定減算/312												8回以上	イ(2)週当たりの標準的な回数を定める場合(週2回程度)	22単位減算	-22
A2 D233		訪問型独自業務継続計画未策定減算/312日割		1単位減算	-1											1日につき	
A2 D234		訪問型独自業務継続計画未策定減算/313		12回以上	イ(3)1週当たりの標準的な回数を定める場合(週2回を超える程度)											35単位減算	-35
A2 D235		訪問型独自業務継続計画未策定減算/313日割	1単位減算			-1										1日につき	
A2 D236		訪問型独自業務継続計画未策定減算/321	上記の回数に満たない場合			ロ(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合										3単位減算	-3
A2 D237		訪問型独自業務継続計画未策定減算/322					ロ(2-1)生活援助が中心である場合(所要時間20分以上45分未満)	2単位減算								-2	1回につき
A2 D238		訪問型独自業務継続計画未策定減算/323						ロ(2-2)生活援助が中心である場合(所要時間45分以上)	2単位減算							-2	1回につき
A2 6001		訪問型独自サービス同一建物減算1							事業対象者・ 要支援1・ 要支援2	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算
A2 6003		訪問型独自サービス同一建物減算2									事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15%減算					1月につき
A2 6002		訪問型独自サービス同一建物減算3										同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の12%減算				
A2 8000		訪問型独自サービス特別地域加算											特別地域加算	所定単位数の 15%加算			1月につき
A2 8001		訪問型独自サービス特別地域加算日割												所定単位数の 15%加算			1日につき
A2 8002		訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15%加算										1回につき			
A2 8100		訪問型独自サービス小規模事業所加算		中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算										1月につき		
A2 8101		訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	所定単位数の 10%加算			1日につき											
A2 8102		訪問型独自サービス小規模事業所加算回数	所定単位数の 10%加算			1回につき											
A2 8110		訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算		1月につき										
A2 8111		訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5%加算		1日につき										
A2 8112		訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5%加算		1回につき										
A2 4021		訪問型独自サービス初回加算/3			ハ 初回加算	200単位加算	200	1月につき									
A2 4023		訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ/3				ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100								
A2 4022		訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ/3						(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200							
A2 6122		訪問型独自口腔連携強化加算/3							ホ 訪問型独自口腔連携強化加算	50単位加算	50	1月1回限度					
A2 6269		訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ1		ヘ 介護職員等処遇改善加算						(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の270/1000加算		1月につき				
A2 6183		訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ2									(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の287/1000加算					
A2 6270		訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ1										(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の249/1000加算				
A2 6184		訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ2	(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ										所定単位数の266/1000加算				
A2 6271		訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ											(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の207/1000加算			
A2 6380		訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ												(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の170/1000加算		